

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：西尾市立吉田保育園	種別：保育所	
代表者氏名：犬塚 知美	定員（利用人数）：60名（44名）	
所在地：愛知県西尾市吉良町吉田斉藤久123		
TEL：（0563）32-1095		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和27年 3月		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員： 5名	非常勤職員： 3名
専門職員	（園長） 1名	（主査） 1名
	（担任保育士） 3名	（障害児担当保育士） 1名
	（週休代替） 1名	（調理員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 4室	（設備等） 事務所・遊戯室
		調理室・防犯管理システム

### ③理念・基本方針

#### ★理念

心身ともにたくましく健やかな子どもに育つことを願い、元気な心と体を大切に育て、安心な園づくりに努める

#### ★基本方針

- ・ 安心で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切にした愛情豊かな保育をする。
- ・ 健康や安全など生活に必要な基本的な生活習慣や態度を養う。
- ・ 様々な出会いや体験を通して育てたい姿を意識し、継続的な保育の積み重ねや指導に努める。
- ・ 職員の資質向上及び連携に努め、保育の内容の充実につなげる。
- ・ 家庭や地域との連携を図り、信頼関係を築くと共に子育て支援に努める。
- ・ 災害対策を意識した体力作りと、防災意識の向上啓発に努める。
- ・ 吉田小学校との連携や交流を深め、滑らかな小学校への移行を図る。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

西尾市の南部に位置し、保育園の周辺には吉良吉田駅、スーパーマーケット、住宅地があり、生活にとても便利なおえにゆったりした地域である。

〈特に力を入れていること〉

○ 園庭に広がる芝生には様々な小動物が集まり、花壇には色とりどりの花、夏にはゴーヤ、秋にはぶどうが実り、収穫した野菜を調理し食べたり、四季折々の身近な自然に触れたりすることができる。また、トマト収穫やさつまいもの苗差し、収穫など地域の方のご厚意から様々な活動を体験し、生きる力を育めるようにしている。

○ 吉田小学校区内にある離島保育園の子ども達と一緒に遊んだり、小学生、中学生、高校生や近隣のデイサービス利用者さんとの交流を通して、思いやりの気持ちをもつ大切さや人と関わる楽しさを感じられるようにしている。

○ 1年あたり、1クラスの小規模園で家庭的な雰囲気である。年齢の枠を超えて交流をし、普段から名前を呼び合い、遊び合う中で憧れをもったり、優しく関わりを深めたりし、子ども一人一人の気持ちを大切にし、心の安定を第一にした保育を心掛けている。

○ 標高0.5メートルの場所に園舎があり津波の心配がある地域である。月一度の避難訓練を行い、速やかに避難ができるようにしている。また小学校と連携を取り合同避難訓練を行ったり、保護者に津波時の指定避難場所の確認や地震時のフローチャートの掲示をしたりし、常に防災に高い意識がもてるようにしている。

○ 保育園と家庭との取り組みとして、ねらいをもって基本的な生活習慣の見直しを行っている。

- ・ 挨拶や返事をしましょう。
- ・ 相手の顔を見て話をしましょう。
- ・ できることは自分でやりましょう。
- ・ 防災意識をもちましょう。
- ・ 交通安全を守りましょう。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 6月30日(契約日) ~ 令和 3年 6月 4日(評価決定日)  【令和 3年 2月16日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成27年度)

#### ⑥総評

◇特に評価の高い点

##### ◆園長のリーダーシップ

前回の第三者評価受審は平成27年度であり、今回は園としては5年余り間が空いての受審である。しかし、今回の受審に際し、園長は高い当事者意識も持って取組みを推進した。特に、前回の評価結果を園運営に反映させると共に、今回の自己評価結果を分析して対応している。今回の自己評価の分析結果は、設問毎に担当者や期限を定めて受審日(2月16日)までに改善すべく、改善計画を立てている。その為に必要な時間も確保している。「やり抜く力」を備えた、園長の強いリーダーシップを高く評価したい。

##### ◆園の特徴を活かした保育

3・4・5歳児が在籍する園の特徴を生かし、年齢別保育と異年齢保育を取り入れ、有効に活用している。3～5歳の子ども46名は、生活と遊びの様々な場面で日常的に交わりがある。年長児に対する憧れや年下の子への思いやり、個性を大事にすることや人の気持ちを察すること等、職員が共通理解して指導計画の作成や環境整備を行っている。取り組んできた活動を、「クラスだより」や写真掲示で保護者に伝えている。

◆働きやすい職場づくり

園長が率先して「働きやすい職場づくり」を推進している。「定時に帰る」、「休暇が取りやすい」、「職場が楽しい」、「やり甲斐がある」等を自ら実践し、ノー残業デーは率先して帰宅している。日々の職員へのさりげない声かけにも、「働きやすい職場づくり」を目指す園長の気持ちがこもっている。

◇改善を求められる点

◆事業計画に数値目標を

単年度事業計画は、項目に対して「時期・期限」、「程度」、「実施回数」、「目標時間」、「人数」など、実数を目標設定し、実績値で達成度を把握できる形式とすることを期待したい。実績は四半期又は半年単位で「成果」と「反省」に整理し、反省を踏まえた計画を次の実施期間で達成する形式を期待したい。また、計画項目には「人的、時間的、設備的、経済的」などの必要な資源を明記し、より具体性を持った取組みとすることが望ましい。

◆アレルギー児への対応

マニュアル（「食物アレルギー対応マニュアル」、「アレルギー児対応マニュアル」）を基に、医療受診や職員との面談、アレルギー会議等を行い、保護者と連携を密にしてアレルギー児に対応している。センター給食の為、アレルギー児は弁当を持参している。トレーや食器の色分け、アレルギーカードの活用、別室での食事等を行ない、個別のファイルを用意している。大規模災害等の緊急事態に備え、アレルギーを考慮した備蓄の取組みを始めている。毎日の生活や遊びの場面で異年齢交流が行われているので、全保育室の玩具や、牛乳パックの廃材等に関して、使用時の配慮が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審したことは、保育を振り返るととても良い機会となりました。日々の忙しさの中で見過ごしてしまいそうなことも、第三者評価をきっかけに、各評価項目について職員間で話し合い、多くの課題を見つけることができ、改善に向けて取り組むことができました。

引き続き職員の資質向上を目指すとともに、小規模園の良さを活かした保育運営に向けて、全職員で努めてまいります。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ 保育理念、運営方針、保育目標は目に付きやすい玄関、職員室に掲示してある。全ての職員が、周知徹底のためにラミネート加工した手作りのクレド（Credo）を常時携帯している。保護者に配付している「パンフレット」や「重要事項説明書」にも記してあり、重ねて入園説明会を始め行事など、対面する機会に説明している。保護者アンケートでは、回答者全員が理解を示している。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
＜コメント＞ 令和5年度より保育園の統合により、当園が閉園になることが決定している。しかし、積極的に吉田地区の「人口統計表」を入手して保育ニーズを予測している。園運営のコスト意識は高く、保育用品購入に際しては無駄がないか、価格は適切かなどに配慮し、園庭を彩るパンジーも種から育成している。保育事業を取り巻く動向は、全国保育協議会の「ぜんほきょう」等から把握している。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
＜コメント＞ 情報共有の難しさを経営課題と認識し、朝礼・夕礼を活用して口頭で伝え、出席でない職員へはボードに記して伝達している。しかし、全職員へ状況を均一に伝え切れていない面がある。今年度はコロナ禍による休園を避けるため、子どもは「健康チェックシート」で体温や寝起き時間にも注意を払い、職員は「作業前点検表」を用いて健康状態を毎日チェックしている。休園は一日もない。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
＜コメント＞ 令和元年から令和3年度までの中・長事業計画を策定している。計画は職員へ配付し、且つ職員室に掲示して周知している。今回確認した中・長期計画は問題ないが、次年度は園統合の令和5年度までの実行可能な項目に絞り、目標に実数を入れて策定することを期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
＜コメント＞ 令和2年度単年度計画は策定している。事業計画は、中・長期計画に踏まえた項目で策定している。更に、「令和2年度保育の全体的な計画」は保育所保育指針に沿った内容で策定している。次年度以降は、期限や具体的な目標を設定した計画を策定することを期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 前年度の事業計画に対する「事業報告書」に、「評価・反省」を記している。各計画項目の「評価・反省」は園長が職員の意見を取りまとめ、次年度以降に向けての抱負を記している。職員へは職員室にも掲示して進捗状況を赤字で記し、分かりやすい表記に工夫をして周知に努めている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 当年度の事業計画は保護者へ配付していないが、計画は実施状況が分かるように写真を添えて玄関に掲示し、保護者への周知に努めている。「園だより」で事業計画に基づく行事計画を知らせている。更に、保護者へ毎年配付して説明している「重要事項説明書」には、園が当年度に行う事業が網羅してある。保護者アンケートの結果、回答者の95パーセントが理解を示している。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上は、職員自身が資質を高め、子どもと保護者の満足度を高める事と捉えている。「成果評価シート」と「能力・取組姿勢評価シート」を運用し職員の資質向上に努めている。前者は目標達成に向け、園長と主査が面談・指導している。後者は職務能力と取組み姿勢を自己評価し、園長と主査が評価している。今年度、「成果評価シート」の運用を会計年度任用職員へも広げている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 前回の第三者評価の結果を踏まえ、アットホームな園運営に努めている。具体的には、リーフレットに家庭的な雰囲気表現し、心の安定に繋がる様に配慮している。会計年度任用職員へ「成果評価シート」の運用を広げたのも、その一環である。今回の自己評価の分析結果は、設問毎に担当者や期限を定めて受審日までに改善すべく計画を立てている。そのために必要な時間も確保している。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<コメント> 市で定めた「保育園職員のあり方」や「行動マニュアル」に、園長の職務・職責が明記されている。特に「保育園職員のあり方」には園長の役割が具体的に記してあり、年度始めに職員に説明している。また、「避難確保計画」や「保育園運営案」で、園長、主査が不在時の権限委任先について、委任順位を明確にしている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ② b · c	
<コメント> 遵守すべき法令については、特に関わりの深い法令を「関係法令リスト」にまとめている。特に福祉関連法令、家族支援関連法、個人情報保護に関する法律、労働基準法などは常に意識している。市条例や規則も同様にしており。「関連法令リスト」は職員が何時でも閲覧できる状態にしてある。今後は「法令遵守月間」（仮称）などを設け、事例検討等で法令遵守の意識向上を期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① a · b · c	
<コメント> 「園内研究」は年間計画を立てて行っている。研究は「童歌」の選曲、実践、実践記録の報告、保護者アンケートなど、年間を通したスケジュールで行っており、職員が主体となって取り組んでいる。研修受講は職員育成に重要であると認識しており、市の研修計画に出席出来る様に配慮している。更に、「自己評価チェックリスト」を運用し、職員一人ひとりが振り返りを行っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	② a · b · c	
<コメント> 保育事務の軽減が課題の一つである。月週案を一表にまとめたり回数を減らしたり、事務時間の短縮に努めている。勤怠管理が電子化され、有給休暇はシステム化により取得しやすくなった。時間外勤務は、申請の適正化により生産性は向上している。外部からのメールを職員へLINEで案内したり、系列園との連携をLINE活用したりして、連絡洩れも無く作業効率も改善している。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① a · b · c	
<コメント> 職員の募集・採用は市が行っている。市から配布された職員募集のポスターを、園庭から見える場所及び職員室に掲示し、人員確保に努めている。保育実習生に園の魅力を伝えると共に、「評価」を市へ報告して採用に繋げている。市は毎年職員の就労希望（異動等）を書面で行い、定着を図っている。園長も同様に就労意向を口頭で確認して、市と連携を取っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · ② b · c	
<コメント> 「人事評価制度」の文書綴りがある。本制度は新人入職時に「フレッシュマンノート」と題した勉強会（3ヶ月）で詳しく説明を受けている。「人事評価制度の手引き」に基づき厳格に運用している。年功序列の終身雇用制度が基本となっているが、将来主査や園長を目指す職員のためにも、昇進・昇格等の基準を明確にすることが望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が職員の就労希望（異動等）を書面で確認し、園長も同様に口頭で確認している。「産前産後休業」、「育児休業」、「介護休業」等の規程がある。園長は、「定時に帰る」、「休暇が取りやすい」、「職場が楽しい」、「やり甲斐がある」等を率先して実践している。従って、ノー残業デーは率先して帰り、日頃は職員への声掛けや保育サポートなどをし、職場に目配りをしている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「人事評価制度の手引き」に基づき、「成果評価シート」の運用をしている。「成果評価シート」の運用は、具体的には年間目標を3点挙げ、それぞれ具体的な活動内容、達成時期を設定している。目標設定と遂行状況は主査、園長が年3回面談を行い、市が定めた「保育園職員のあり方」へ導いている。今年度は、会計年度任用職員へも広げて育成に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育者研修体系職種別内容」には、階層別、年次別に市の「求められる職員像と知識・技術」が記してある。また、「保育園研修体系」として職位別の研修体系図がある。それらに基づき、事業計画や「保育の全体的な計画」にも研修計画を記している。具体的には「保育者研修計画役割分担及び参加対象表」、「保育者研修参加者名簿」で計画的に受講している。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全ての職員が、教育・研修の受講対象者となっているおり、参加費用は市が負担している。研修中の保育は、職員相互のローテーションによりサポートしている。外部研修案内は、回覧や職員室掲示、職員間LINE等で案内している。職員の受講実績は「研修受講記録一覧」（市管理による共有）に記録し、異動時には異動先に持参している。今年度はオンライン研修も活用している。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受入れは、市の年度計画に基づいて行っている。園長会でまとめた「保育実習要領」の文書がある。この要領には意義、目的、方針が記されており、積極的に実習生の受入れに取り組む姿勢を表している。今年度は3人（10日間）の保育実習生を受け入れている。結果は市並びに学校へ報告し、実習生の適性を評価して採用に結びつけている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単独のホームページは無いが、市営の公立保育園であり、歴史も長く運営の透明性は高い。園のリーフレット（A3）や「重要事項説明書」、「園だより」などで情報公開を行っている。地域のコミュニティー推進協議会に出席した際に、園の現況紹介に努めている。地域のネットワークサービス企業が、地域情報化サービスの一環として定期的に園の紹介映像を放映している。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が定めた「予算執行点検マニュアル」に基づき適切に執行している。予算執行点検は「文書」、「購入・発注・検収」、「予算管理」、「調理」に関して22項目に亘り、園長はじめ3名の職員が検証している。事務手続きは「文書事務の概要」に則っている。少額物品の購入は、園長が決裁して主査又は調理担当が購入し、調書を作成して請求書と検証（市）している。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a · b · c	
<コメント> 多くの保護者が手にしているリーフレットに「地域との交流や連携」を記載し、取組み姿勢を示している。トマト収穫体験・さつま芋の苗差し及び収穫体験、デイサービス利用者慰問、小・中・高校生との交流、ボランティアによる和太鼓・ミニコンサートなどである。今年度は、コロナ禍によって内容を変更して実施している。			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① a · b · c	
<コメント> 市の意義方針を表記した「ボランティア受け入れマニュアル」が備えてあり、受入れ姿勢を表明している。8月にバルーン作りでボランティアが2名来園している。また、夏場は毎週のように父母の会による園庭芝刈りが行われている。地域との交流の多くはボランティアによるものであり、コロナ下ではあるが、内容を変更して行われている。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a · b · c	
<コメント> 関係機関をカテゴリー別に整理して一覧表にし、職員室に掲示してある。年間を通して連携しているのは、医療機関、保健センター、地区コミュニティー推進協議会、町内会、療育センター、児童発達支援センター、小学校などである。実際に連携を取った場合は、朝礼・夕礼で職員へ伝えて共有している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · ① b · c	
<コメント> 未就園児親子を対象として「園庭開放」や「育児相談」を行い、そこから地域ニーズの把握につなげている。これまでは、地域コミュニティーや町内会にも出席し、そこでも様々なニーズ把握が可能であった。これらの地域の福祉ニーズの把握に向けた取組みが、コロナ禍によって中断や減退を余儀なくされている。			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① a · b · c	
<コメント> 未就園児対象の「園庭開放」は「ひよこデー」と銘打って、毎月3日間の開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらの開催となった。感染拡大が下火になったときには開催しており、臨機対応である。育児相談や食物アレルギー相談は、窓口を占めずに受入れ体制をとっている。年1回療育センターに出向き、園長が母親教室を担当している。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもを尊重した保育は、理念・方針・目標等に明示し、玄関や職員室等に掲示されている。職員は、常時「クレドカード」を携帯し、夕礼時に唱和を行っている。保護者には、「重要事項説明書」や「リーフレット」、「園だより」、「クラスだより」の裏面使用で保育目標等を周知している。外国籍の保護者には、通訳や外国語の「重要事項説明書」が用意されている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「プライバシー保護マニュアル」や「虐待対応マニュアル」、「保育園職員のあり方」、「保護者への対応と連携」等が整備され、個別指導計画やアレルギー児等のイニシャル表示、男女別での着替え、プールの目隠し等を行っている。虐待の経過観察では、家庭児童支援課と連携し、職員間でマニュアル等の読み合わせを行い、共通理解して虐待防止と早期発見に取り組んでいる。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      保育所選択に必要な情報は、市のホームページや広報、リーフレット等であり、リーフレットを市役所や保健センター等に置いている。リーフレットは、写真や図、絵の使用で分かりやすく、指導主事の指導の下、変更や追加を行い職員で見直しを行っている。利用希望者には、園長がリーフレットを基に説明を行って園内を案内し、入園説明会の時にも園内の見学を実施している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      入園時に「重要事項説明書」を基に園長が説明を行い、登園・手洗い・食事・遊び等、園の一日の流れをスライドにして分かりやすく保護者に知らせ、「同意書」を得ている。外国籍の保護者には、通訳の職員やポルトガル語等の外国語の「重要事項説明書」が用意され、職員はポケットクの使用等で説明を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「サービスの継続性マニュアル」等を整備し、申し送りの手順と送付する書類等が定められている。市内転園時には、書類の送付とともに、必要な情報を提供して連携を図っている。市外転園に関しては、市から転園に関する書類が園に届き、リーフレット等で相談窓口を知らせている。卒園児の保護者には、卒園後も相談ができることを記載した2月の「園だより」を配付している。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもの満足の把握は、月週案会議や夕礼等で情報交換し、保護者の満足は、日常の会話や保育参加、座談会や個別懇談会、保護者アンケート等で把握している。アンケートは運動会・発表会・地域活動事業等の行事内容の他に、運営や特色、卒園式や進級、新型コロナウイルス感染症等についても把握している。「アンケート結果」の手紙には、課題や今後の取組みも記載し、改善したことが記録されている。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① a . b . c	
<p>&lt;コメント&gt;                      苦情解決の体制が整備され、「重要事項説明書」やリーフレット、掲示等で、保護者に周知している。「意見対応マニュアル」があり、第三者委員に届く前の苦情が1件、記録に残されている。苦情や相談の受付として、園長・主査・市役所・保育課・企画政策課（行政評価委員）が記載され、行政評価委員等の顔写真も掲示している。意見箱を保護者の利用しやすい場所に移動している。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  「重要事項説明書」やリーフレットに相談等の窓口を記載し、玄関や職員室に掲示している。意見箱や個別懇談会等の機会はあるが、全職員が言葉がけを積極的に行っていることも有り、日常的な会話の中での相談が多い。家族アンケートでは、「職員は全園児に目が行き届き、話しかけやすい」と好評である。相談内容によっては、空き保育室にカーテンを閉め、相談しやすい環境を作っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  「意見対応マニュアル」を基に、送迎時の保護者との会話や行事後の保護者アンケート、個別懇談会等で保護者の相談や意見を傾聴している。緊急の場合は、園長・主査への報告、検討・対応・保護者への説明・公表・記録・職員の情報共有等、迅速に対応している。保育内容や育児の相談、行事や住民からの要望等を改善し、対応した記録が「育児相談月報」や「保育の記録」に残されている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  「安全管理マニュアル」や「事故発生時対応マニュアル」、「事故及びヒヤリハット報告」等があり、事故等は「夕朝礼ノート」で職員に周知している。園内外や散歩道等の危険箇所を、「安全な道お散歩マップ」に記載している。「安全チェックリスト」には点検内容が詳しく記載され、毎日安全確認を行っている。主任リーダー研究会の事例検討を、園での安心・安全な保育に繋げている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  「感染症対応マニュアル」が整備され、嘔吐物処理セットを各保育室に設置している。新型コロナウイルスに関する情報は、市からのフローチャートや手紙で保護者に周知し、全国・県・市の感染状況も知らせている。「コロナ対応」のファイルを基に、子どもが触れる所や遊具の消毒、食事時のパーテーション、幼児マスク着用等を行ない、職員は休憩時間に食事を摂る等、感染予防に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  海拔0.5Mと、津波被害が危惧される立地であり、保護者に津波発生時のフローチャートを配付した。きつなネット配信の周知、災害用伝言ダイヤルの体験、自宅避難所確認、防災頭巾がかぶれるよう髪型変更の依頼等を行なっている。「避難訓練年間指導計画」に沿った津波避難訓練では、500m離れた小学校まで歩いて避難し、校長先生の話聞くことができた。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  保育の標準的な実施方法は、運営案や指導計画、各種マニュアル等、手順を記した文書があり、全職員が日常的に活用できる状態にある。標準的な実施方法を基に、指導計画を作成し保育を提供している。職員への研修は、個別指導や資料を基に読み合わせ等を行なっているが、周知徹底や共通理解、保育の質の向上のためにも継続して取組むことに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;  運営案や指導計画等は年度末に見直し、月週案指導計画は、月の会議で評価・反省を行い、次の計画に反映させている。標準的な実施方法の見直しは、紙面やパソコン内の資料に気づいたこと等を赤字で記載し、年度末に園全体の課題として会議で見直しを行っている。保護者からの意見や提案に関しても、標準的な実施方法に反映させることに期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が記入した書類を基に、園長と主査が面接を行っている。入園後に担任が保護者に確認をし、子どもや家庭の状況を把握している。障害のある子どもやアレルギー児等については、臨床心理士や栄養士、家庭児童支援課等の助言を得て、個別の指導計画を作成している。3歳以上児は「保育の記録」に記載しているが、個別指導計画を作成して支援する事が望ましい。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 月週案は「月指導計画（月週案）の変更マニュアル」に沿い、変更の際には赤で記載し、毎月、会議で評価・反省して次月の指導計画に反映させている。指導計画を変更する場合は、朝礼ノートや「今日の保育」のボード、会議録や指導計画等で確認ができる。指導計画や運営案は実施後に評価・反省をし、年度末に見直しを行っている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育実践の記録は、市で統一された様式や記入方法に従って作成されている。「保育の記録」や指導計画、障害のある子どもの個別指導計画は、置き場所を決めて職員の情報共有を図っている。子どもや保護者の状況、園内研修、保育内容等は、会議や夕礼、「夕朝礼ノート」等で情報を共有し、出席した職員には結果だけでなく、経過や保育で大事にしている思いも伝えている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「情報セキュリティポリシー」に基づき、子どもの記録を管理している。「午睡チェック表」は、園独自で保存期間を1年と定めて管理している。USBでの写真は「外部記憶媒体使用記録簿」に記録し、月に1回市に記録簿を提出し、情報漏洩の防止に努めている。個人情報の取扱いについては保護者の「同意書」を得ており、職員は「個人情報使用同意書」を提出している。			

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「児童憲章」や市の理念、園独自の理念・方針・目標等を基に、子どもの発達・家庭の状況・地域の実態等を踏まえ、「保育の全体的な計画」を編成している。今年度は、保育目標「考えたり工夫したりする子」、小学校との連携「教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱」等を追加している。項目の前に、「保育所保育指針」の1章から5章のマークを表示して活用している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者アンケートでは、「子どもや職員の仲が良い」、「家庭的な雰囲気」と好評である。異年齢の交流、花や野菜の育成、メダカ・金魚の飼育等の環境を整備し、職員は全園児の情報や発達等を共有している。保育室前の一旦止まれマークで安全に配慮し、園庭側トイレドアの鍵を閉めて不審者に対応している。職員の見守る位置や遊びたくなる環境等、意図を持った取組みに期待したい。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 4月の職員会議で、子どもの家庭状況や発達、アレルギー疾患等が情報共有され、指導計画に子どもを受容するための援助内容が記載される。運動会や発表会の前には、子どもの予想される姿を話し合い、共有して関わっている。コロナ禍によって職員はマスク着用であるが、笑顔や表情が子どもに伝わるよう配慮し、子どもに分かりやすい言葉でゆったりと関わっている。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 「生活習慣年間指導計画」や「食事年間指導計画」等を基に、子どもの発達や家庭の状況等を把握して指導計画を作成している。スプーンから箸への移行、トイレトレーニング等は家庭と連携し、「健康チェック表」には、朝食の摂取状況や睡眠時間等の項目も加えている。「保健衛生計画」に基づき、汗・水分・手洗い・食事は、紙芝居や絵本、絵表示等で伝えている。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c
<コメント> 子どもの「やりたい」思いを大切に、段ボールの家や恐竜づくりでは、発達や興味に合わせて十分な用具や廃材等を用意し、友だちと協同して遊びを楽しみ、満足感が得られるように工夫している。異年齢交流では、職員間で連携を取り合い、主体的に生活や遊びができる環境を整えている。コロナ禍によって、高齢者施設等との交流は子どもの参画が薄いものとなった。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 3・4・5歳児が在籍する園の特徴を生かし、年齢別保育と異年齢保育を取り入れ、子ども同士が生活と遊びの場面で日常的に交わっている。年長児に対する憧れや年下の子どもへの思いやり、個性を大事にして人の気持ちを察すること等、職員が共通理解して指導計画作成や環境整備を行い、取り組んできた活動を保護者に伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもに対しては加配性で統合保育を行い、園長・主査・担任・障害児担当保育士で話し合い、クラスの指導計画と関連付けて個別指導計画を作成している。配慮の必要な子は、指導計画と「保育の記録」に記載し、成長に合わせて絵表示や環境構成を工夫している。保護者への情報発信を個別に行っているが、園全体で取り組むことが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 非該当</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「保育の全体的な計画」の「小学校との連携」に基づき、指導計画を作成している。例年通りの連携はできなかったが、5歳児クラスの子どもへの支援に重きを置き、小学校に期待と見通しが持てる機会を設けている。保護者には、交流の様子や園の活動を「クラスだより」や写真掲示で知らせ、外国籍の子どもの就学については、来園した教諭と職員が懇談をしている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「健康管理マニュアル」や「保健衛生年間指導計画」が作成されている。「毎日の健康観察のチェックポイント」や「体調がいつもより不調な子どものチェックリスト」で、体調や家庭での生活習慣等を把握し、「発病・けがの記録」やタレで職員が共有している。「保健・安全だより」の他、SIDS（乳幼児突然死症候群）や新型コロナウイルスに関する情報を保護者に提供している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断・歯科健診の結果を書面と口頭で保護者に伝え、家庭と連携している。新型コロナウイルスの感染予防の為、園での歯磨きは自粛している。しかし、歯磨きや手洗い、食事、ウイルス等について子どもが関心を持つよう、紙芝居や絵本を通して指導している。ブクブクうがいや間隔を空けての手洗い、飛沫防止等、実践に繋がっている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「食物アレルギー対応マニュアル」や「アレルギー児対応マニュアル」を基に、医療受診や職員間の話し合い、アレルギー会議等を行っている。トレーや食器の色分け、アレルギーカードの使用、別室での食事等、十分に配慮している。センター給食の為、弁当を持参し、アレルゲンを考慮した備蓄の取組みを始めた。異年齢交流時の玩具や、牛乳パック等の廃材の配慮が望まれる。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「食育年間指導計画」に基づいて指導計画を作成し、トマト・なす・芋・ピーマン等、収穫したものを給食で提供している。5歳児の「ようじしょくいくチャレンジひょう」では、3色の食品を記載し、栄養や健康に関心を深める取組みとなっている。保護者へは写真による給食のサンプル展示を行い、「給食だより」で「食」の大切さを伝えている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「愛知を食べる」や「良いキュウリの日」等の食文化に触れる取組みがある。地域の農家の畑で収穫したトマトを食べ、名産の抹茶を飲み、地域の行事食を献立に取り入れている。それらは、万全の感染防止対策を講じて実施された。園独自の「ほいくえんおやつランキング」では、手作りおやつ1番人気「コーンスープとスティックパン」の3月提供を楽しみにしている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者とは、送迎時の会話で情報交換を行っている。「園だより」や「クラスだより」、写真掲示等で保育の意図や保育内容について理解を得ている。個別懇談会での情報は「保育の記録」に記載し、職員会議等で全職員が共有し、指導計画に反映させている。保護者との会話では、職員によって記録に残す基準に差が出ている。基準を明確にして、「相談月報」に記録されたい。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」の「保護者や地域への支援」を基に、保育参観・保育参加・個別懇談会・園庭開放・育児相談等を実施している。長時間保育が無いことで、降園時に保護者が相談しやすい環境にある。保育参観時に、新任職員が担任のクラスには主査も入ることを園長が説明したことで、主査への相談も多い。担任と共に保護者支援を行い、「相談月報」に記録している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「重要事項説明書」で虐待防止について説明し、「虐待対応マニュアル」に沿って早期発見に努めている。「見守りチェックシート」を活用し、送迎時の保護者の気になる言葉や態度、子どもの体や言葉の変化等を注視し、何かあれば園長へ報告し、マニュアルに沿って対応する仕組みがある。現在、虐待事例はないが、観察案件が2件あり、家庭児童支援課と連携を図っている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 指導計画や月週案の評価・反省では、ねらいや内容、環境構成、援助等の変更事項や改善点を赤字で記載し、夕礼や会議で報告を行い、園内研究や自主研修等で、保育実践の改善を行っている。「成果評価シート」や「能力・取組姿勢評価シート」を基に、主査との面談、園長への報告等を行い、課題や改善に向けた記録を残している。		